

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	宜野湾市 地方税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、地方税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県 宜野湾市長

公表日

令和7年1月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課に関する事務
②事務の内容	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の賦課に関する事務を取り扱う。 1. 個人住民税関係事務 ①申告書・給与支払報告書等の課税資料に基づく課税計算 ②課税資料収受にかかる業務(申告受付業務、給報、年報、確定申告書収受業務) 2. 軽自動車税(種別割)関係事務 軽自動車税(種別割)の賦課及び減免に関する事務 3. 固定資産税関係事務 ①償却資産申告受付業務(個人事業主) ②固定資産税の賦課及び減免に関する事務
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	【概要】 個人住民税システムは、個人住民税を賦課・更正する根本となるシステムであり、個人住民税の特定個人情報全てを保有・管理するものである。 【内容】 - 当初課税前処理 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。 - 当初異動処理 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・市申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い当初データを作成する。 - 当初賦課処理 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者および個人向けに通知書・納付書を出力する。 - 更正処理 当初確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する。 - 照会・発行処理 各種データの照会と証明書の即時発行を行う。 - 扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。 - 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。 - 他市町村個人課税データ管理 個人住民税の課税対象者以外の所得・控除等のデータを管理する。 - 課税支援連携処理 確定申告支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、確定申告支援システムから連携ファイルを受取り、データベースへ更新する。 - 年金特別徴収 年金保険者(eLTAX経由)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (業務システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	軽自動車税システム
②システムの機能	【概要】 軽自動車税システムは、軽自動車税（種別割）を賦課・更正する根本となるシステムであり、軽自動車税（種別割）の特定個人情報を全て保有・管理するものである。 【内容】 1. 異動処理 新規登録、廃車等の税情報の変更処理を行う。 2. 照会・発行 登録されている軽自動車税情報の照会や納税通知書、証明書等の発行を行う。 3. 申告データ連携 軽自動車協会からの申告書データの取込、データのチェック・修正等を行う。 4. データの抽出 軽自動車税（種別割）情報の抽出を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （業務システム）
システム3	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	【概要】 固定資産税システムは、固定資産税を賦課・更正する根本となるシステムであり、固定資産税の特定個人情報を全て保有・管理するものである。 【内容】 1. 課税台帳管理 固定資産課税台帳の照会、異動処理 2. 賦課処理 賦課決定及び賦課更正処理 3. 固定基本 納税義務者の基本情報の設定及び表示 4. 発行 評価・資産証明書等の帳票発行
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 戸内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （業務システム）
システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	eLTAXにて提出された下記のデータを地方税電子化協議会からLGWANを通じて送受信するシステム。 1. 個人住民税 給与支払報告書・公的年金等支払報告書データの受信、公的年金からの特別徴収関連データを送受信する機能 2. 固定資産税 ・償却資産にかかるデータを受信する機能 ・相続税法第58条通知にかかるデータを送信する機能

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ()	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム5		
①システムの名称	確定申告支援システム	
②システムの機能	各種データ取込： ・宛名情報取込機能 対象年度の入力処理を行うための宛名情報を取り込む。 ・課税資料情報取込機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を取り込む。 ・社会保険料収納情報取込機能 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の収納情報を取り込む。 課税資料情報入力： ・支払報告書情報入力機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を入力する。 ・申告情報入力機能 申告内容に基づき所得情報や控除情報を入力し、確定申告書、または市申告書の作成を行う。 課税資料チェック機能： 各課税資料の関連チェックを行う。 当初課税データ作成機能： 個人住民税システムで取り込まれる当初課税用ファイルの作成を行う。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ()	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム6～10		
システム6		
①システムの名称	国税連携データ受信システム	
②システムの機能	地方税電子化協議会からLGWANを通じ、国税庁に提出された確定申告書及び法定調書等のデータを受信するシステムで以下の機能を有する。 - データ受信状況確認 データ受信日や受信した確定申告書の区分、その他各種状況を確認する機能 - データ他市町村回送 ・課税権がない者のデータを他市町村へ回送する機能 ・課税権が本市にある者でデータを他市町村から受信する機能	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 (国税連携システム)	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム7		
①システムの名称	国税連携システム(NTAX)	

②システムの機能	国税連携データ受信システムにて受信したデータを取り込むシステムで以下の機能を有する。 1. データチェック 各種所得計算や控除、扶養区分等のエラーチェックをかける機能 2. 税務システム連携データ作成 確定申告システムに取込むため、連携データを作成する機能 3. 取り込んだデータのイメージ管理 各種資料について、帳票イメージを管理する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☐] その他 (国税連携データ受信システム)
システム8	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 既存住基システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する機能 2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する機能 3. 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する機能 4. 符号要求機能 処理通番を要求・受信し、符号要求データを住基ネットに送信する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (中間サーバー)
システム9	
①システムの名称	中間サーバー
	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。

②システムの機能	2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()
システム10	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	住民登録者及び住民登録外者の住所、氏名、送付先等の情報を管理する。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☒] 既存住民基本台帳システム [☒] 宛名システム等 [☒] 税務システム [☐] その他 ()
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税情報ファイル 2. 軽自動車税情報ファイル 3. 固定資産税情報ファイル 4. 宛名管理情報ファイル 5. 確定申告支援情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第24の項 番号法別表の主務省令で定める命令第16条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【主務省令第2条の表における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項) 【主務省令第2条の表における情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項 (48の項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宜野湾市 総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で、宜野湾市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。
その必要性	地方税の公平・公正な賦課を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
	・識別情報及び連絡先等情報は、課税対象者を正確に特定するため ・国税関係情報は、確定申告に基づく収入より課税対象者を特定し、賦課を行うため ・地方税関係情報は、地方税の課税対象者を特定し、賦課するため ・障害者福祉関係情報は、障害者控除適用の可否を判定するため ・生活保護関係情報は、賦課及び減免要件の可否を判定するため ・年金関係情報は、年金保険者が提供する年金報告書より課税対象者を特定し、賦課を行うため
	全ての記録項目
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務部 税務課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民経済部 市民課、福祉推進部 保護課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、厚生労働省) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村、都道府県) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (給与報告書提出事業所)
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()

③使用目的 ※		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課・申告又は地方税に関する調査にかかる事務を行うため	
④使用の主体	使用部署	総務部 税務課	
	使用者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法		1. 住民税課税管理 提出される課税資料の個人特定を行い、賦課決定をする。 2. 税額通知(住民税特別徴収義務者のみ) 課税結果を特別徴収義務者へ通知する。	
		情報の突合	課税資料(他自治体からの回送も含む)を取り込む際に、納税義務者の宛名情報を住登者及び住登外者のデータと突合し個人特定を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		システムの運用・保守及びオペレーション業務	
①委託内容		システムの運用・保守及びシステムにて行う各種処理の実行や月次パッチ処理	
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		沖縄行政システム株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	本市の規定に基づき承認通知書を発行し、再委託を認める。	
	⑥再委託事項	個人住民税システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出などの一部業務。	
委託事項2		eLTAXシステムのオペレーションサポート業務	
①委託内容		eLTAX(電子申告・年金特徴・国税連携)システムのオペレーションサポート業務	
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社オーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	

委託事項3		課税資料等(給与報告書・年金報告書・市民税申告書・確定申告書)のデータ入力	
①委託内容		住民税課税資料のパンチ入力による電子データ化	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社オーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		税額通知書の封入封緘	
①委託内容		特別徴収税額通知書の封入封緘作業	
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社オーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (72) 件 ☒ 移転を行っている (31) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	個人住民税課税情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があったとき
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	個人住民税及び家屋敷・事業所均等割の賦課業務
③提供する情報	本市で賦課しない者に係る申告情報(給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び確定申告書等)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市で賦課しない者に係る課税資料が提出されたとき
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☒ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先3	個人住民税の特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	個人住民税の特別徴収対象者の税額を特別徴収義務者が把握する
③提供する情報	給与から天引きする特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収対象となる給与所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課時期(5月)及び月次更正時(月1回)
提供先4	教育委員会
①法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1項 別表第3の3の項及び4の項
②提供先における用途	宜野湾市就学援助規則による就学援助の実施に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護者又は当該保護者と同一世帯に属する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先1	番号法第9条第1項 別表に定める事務(別紙2参照)
①法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項(別紙2参照)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市県民税課税台帳に登録されている者

⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	業務上必要なとき
移転先2	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2に定める事務(別紙3参照)
①法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項
②移転先における用途	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2に定める事務(別紙3参照)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市県民税課税台帳に登録されている者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	業務上必要なとき
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<宜野湾市における措置> 宜野湾市では以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバ内にデータとして保管している。バックアップは同データセンター内に保管される。 - データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 - サーバ室は、生体認証及びICカードによる入室管理を行っている。 - サーバ室は、監視カメラによる常時監視及び録画を行っている。 - サーバ室は、ラック毎の施錠及び区画ケージ化による入室制限を行っている。 - サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要となる。 バックアップについては、上記データセンター以外にも、上記、項番2、3の条件を満たしている別のクラウドサービスセンター内に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存される。バックアップもデータベース上に保存される。 ③特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ④ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 軽自動車税(種別割)情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	軽自動車等の所有者及び使用者
その必要性	地方税の公平・公正な賦課を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・識別情報及び連絡先等情報は対象者を正確に特定するため ・地方税関係情報は、地方税の賦課対象者を特定し、賦課するため ・障害者福祉関係情報は、減免の可否を判定するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務部 税務課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民経済部 市民課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()

③使用目的 ※		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課又は地方税に関する調査にかかる事務を行うため	
④使用の主体	使用部署	総務部 税務課	
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法		軽自動車税(種別割)の課税処理	
		情報の突合	
⑥使用開始日		平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		システムの運用・保守及びオペレーション業務	
①委託内容		システムの運用・保守及びシステムにて行う各種処理の実行や月次パッチ処理	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		沖縄行政システム株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	本市の規定に基づき承認通知書を発行し、再委託を認める。	
	⑥再委託事項	軽自動車税システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出などの一部業務。	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件 [○] 移転を行っている (3) 件 [] 行っていない	
移転先1		福祉推進部 保護課	
①法令上の根拠		宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の4の項	
②移転先における用途		生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	
③移転する情報		軽自動車税(種別割)に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数		[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		軽自動車等の所有者及び使用者	
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [○] 専用線	
		[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
		[] フラッシュメモリ [] 紙	
		[] その他 ()	

⑦時期・頻度	随時
移転先2	総務部 納税課
①法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の5の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
③移転する情報	軽自動車税(種別割)に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車等の所有者及び使用者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☒ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先3	健康推進部 国民健康保険課
①法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の5の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
③移転する情報	軽自動車税(種別割)に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車等の所有者及び使用者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☒ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜宜野湾市における措置＞ 宜野湾市では以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバ内にデータとして保管している。バックアップは同データセンター内に保管される。 1. データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 2. サーバ室は、生体認証及びICカードによる入室管理を行っている。 3. サーバ室は、監視カメラによる常時監視及び録画を行っている。 4. サーバ室は、ラック毎の施錠及び区画ケージ化による入室制限を行っている。 5. サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要となる。 バックアップについては、上記データセンター以外にも、上記、項番2、3の条件を満たしている別のクラウドサービスセンター内に保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存される。バックアップもデータベース上に保存される。 ③特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ④ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 固定資産税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の納税義務者、納税管理人、相続人代表者、納税通知書の送付先名義人、課税対象者
その必要性	固定資産税の公平・公正な賦課を目的としているため、これに必要な範囲で特定個人情報を収集・保有する必要がある。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・識別情報及び連絡先等情報は対象者を正確に特定するため ・地方税関係情報は、地方税の課税対象者を特定し、賦課する必要があるため ・生活保護関係情報は、減免の可否を判定するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務部 税務課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民経済部 市民課、福祉推進部 保護課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()

③使用目的 ※		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による賦課・申告又は関係する調査にかかる事務を行うため	
④使用の主体	使用部署	総務部 税務課	
	使用者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法		1. 固定資産税の課税処理 2. 固定資産課税台帳等の備付け 3. 土地名寄帳及び家屋名寄帳の備付け 4. 評価調書	
		情報の突合 納税義務者の確認(納税者義務者の特定)等を行うため、当該システムにおける宛名情報と他団体、庁内他部署等から入手した納税者関係情報との突合を行う。	
⑥使用開始日		平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		システムの運用・保守及びオペレーション業務	
①委託内容		システムの運用・保守及びシステムにて行う各種処理の実行や月次パッチ処理	
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		沖縄行政システム株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	本市の規定に基づき承認通知書を発行し、再委託を認める。	
	⑥再委託事項	固定資産税システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出などの一部業務。	
委託事項2		課税資料等のデータ入力	
①委託内容		償却資産申告書のパンチ入力による電子データ化	
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社オーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (3) 件 ☒ 移転を行っている (3) 件 ☐ 行っていない
提供先1	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税に関する事務
③提供する情報	番号法第19条第10号に基づき要求された情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条第10号に基づく範囲
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼があったとき
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	地方税に関する事務
③提供する情報	番号法第19条第10号に基づき要求された情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条第10号に基づく範囲
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼があったとき
提供先3	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	地方税に関する事務
③提供する情報	番号法第19条第10号に基づき要求された情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	番号法第19条第10号に基づく範囲
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼があったとき
移転先1	福祉推進部 保護課
①法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の4の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	固定資産税に関する情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	生活保護法第29条に基づく範囲による
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	随時
移転先2	総務部 納税課
①法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の5の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地 方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
③移転する情報	固定資産税に関する情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	固定資産の所有者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	随時
移転先3	健康推進部 国民健康保険課
①法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の5の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地 方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務

③移転する情報	固定資産税に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産の所有者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [☒] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<宜野湾市における措置> 宜野湾市では以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバ内にデータとして保管している。バックアップは同データセンター内に保管される。 - データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 - サーバ室は、生体認証及びICカードによる入室管理を行っている。 - サーバ室は、監視カメラによる常時監視及び録画を行っている。 - サーバ室は、ラック毎の施錠及び区画ケージ化による入室制限を行っている。 - サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要となる。 バックアップについては、上記データセンター以外にも、上記、項番2、3の条件を満たしている別のクラウドサービスセンター内に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存される。バックアップもデータベース上に保存される。 ③特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ④ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
4. 宛名管理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の地方税の賦課事務において管理すべき者
その必要性	地方税の公平・公正な賦課を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	賦課事務を正確かつ円滑に行うため、個人情報及びその他識別情報を保有する。4情報、連絡先、およびその他住民票関係情報については、納税通知書等の送付先を確認するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務部 税務課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民経済部市民課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※	納税義務者の異動情報を連携させ、正確かつ円滑に賦課事務を行うため

	使用部署	総務部 税務課	
④使用の主体	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法	各税情報ファイルに連携することで最新の異動情報を反映させ、賦課期日現在の住所・転居・転出時の納税通知書等の通知先、証明書等の申請・発行業務の確認に使用する。その他、納税管理人・相続人代表者等の送付先情報の登録・管理に使用する。		
	情報の突合	申請・届出等で入手した送付先情報の変更の有無を確認するため、庁内連携システムで保有する情報と突合する。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	[委託する] ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件		
委託事項1	宛名管理システムの運用保守委託		
①委託内容	・宛名管理システムの運用保守委託		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上		
③委託先名	沖縄行政システム株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	本市の規定に基づき承認通知書を発行し、再委託を認める。	
	⑥再委託事項	宛名管理システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出などの一部業務。	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない		
6. 特定個人情報の保管・消去			
保管場所 ※	宜野湾市では以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバ内にデータとして保管している。 バックアップは同データセンター内に保管される。 - データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 - サーバ室は、生体認証及びICカードによる入室管理を行っている。 - サーバ室は、監視カメラによる常時監視及び録画を行っている。 - サーバ室は、ラック毎の施錠及び区画ケージ化による入室制限を行っている。 - サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要となる。 バックアップについては、上記データセンター以外にも、上記、項番2、3の条件を満たしている別のクラウドサービスセンター内に保管している。		
7. 備考			
—			

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
5. 確定申告支援情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人及び市外在住の配偶者、扶養者、専従者。 ・市内に事業所又は家屋敷を有する市外在住の者で、所得にかかる各種申告(市申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があった者及びその配偶者、扶養者、専従者。
その必要性	地方税の公平・公正な賦課を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (給与支払報告書提出事業所情報)
その妥当性	・識別情報及び連絡先等情報は、申告者の確定申告書記載情報を管理するため ・国税関係情報は、確定申告に基づく所得税の所得情報、控除情報を管理するため ・地方税関係情報は、確定申告及び市申告に基づく住民税の所得情報、控除情報を管理するため ・医療保険関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報は、社会保険料控除情報を管理するため ・障害者福祉関係情報は、障害者控除適用にかかる障害者情報を管理するため ・年金関係情報は、年金保険者の種別と年金支払報告書の内容を管理するため ・給与支払報告書提出事業所情報は、事業所の情報管理と給与支払報告書の内容を管理するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務部 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民経済部 市民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ 公的年金保険者、給与支払報告書提出事業所 ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課・申告又は地方税に関する調査にかかる事務を行うため
④使用の主体	使用部署	総務部 税務課
	使用者数	10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		課税対象者（納税義務者）の管理 以下の課税対象者（非課税者含む）情報の登録（更新）を行う ・1月1日現在、市内に住民登録されている者 ・1月1日現在、事業所・家屋敷を有している者で、市外在住者 ・市内に住民登録されていないが、居住実態のある者 ・住民登録されている者の配偶者、扶養者、専従者であって、市外在住者
	情報の突合	課税資料（他自治体からの回送も含む）を取り込む際に、納税義務者の宛名情報を住登者及び住登外者のデータと突合し個人特定を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない 3) 件
委託事項1		課税対象者情報の定期更新及びデータ連携
①委託内容		課税対象者情報の定期更新（遡り転出者、転入者に係る更新等）と課税資料データの個人住民税システムへのデータ連携（年1回）
②委託先における取扱者数		10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		沖縄行政システム株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
委託事項2		課税資料等のデータ入力
①委託内容		課税資料（確定申告、市申告、給与支払報告書、年金支払報告書）のパンチ入力によるデータ化
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社オーシーシー

再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない 再委託する 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		確定申告支援システム運用保守委託
①委託内容		確定申告支援システム運用保守委託
②委託先における取扱者数		10人未満 10人以上50人未満 50人以上100人未満 100人以上500人未満 500人以上1,000人未満 1,000人以上
③委託先名		沖縄行政システム株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する 再委託する 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	本市の規定に基づき承認通知書を発行し、再委託を認める。
	⑥再委託事項	確定申告支援システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出などの一部業務。
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		提供を行っている 移転を行っている 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※		宜野湾市では以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバ内にデータとして保管している。バックアップは同データセンター内に保管される。 - データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 - サーバ室は、生体認証及びICカードによる入室管理を行っている。 - サーバ室は、監視カメラによる常時監視及び録画を行っている。 - サーバ室は、ラック毎の施錠及び区画ケージ化による入室制限を行っている。 - サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要となる。 バックアップについては、上記データセンター以外にも、上記、項番2、3の条件を満たしている別のクラウドサービスセンター内に保管している。
7. 備考		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 住民税情報ファイル

1. 利用団体コード、2. 個人住民コード、3. 異動SEQ、4. 区分、5. 開始年月日、6. 廃止年月日、7. 備考、8. 更新職員番号、9. 更新処理日、10. 更新処理時刻、11. 障害者手帳番号、12. 種類、13. 総合等級、14. 総合範囲、15. 交付年月日、16. 喪失年月日、17. 等級変更日、18. 等級、19. 範囲、20. 療育手帳番号、21. 程度、22. 知能指数、23. 前回判定日、24. 次回判定日、25. 原爆手帳番号、26. ケース番号、27. 世帯類型、28. 停止年月日、29. 解除年月日、30. 生活扶助、31. 教育扶助、32. 住宅扶助、33. 医療扶助、34. 介護扶助、35. 出産扶助、36. 生業扶助、37. 葬祭扶助、38. 予備フラグ、39. 特記事項、40. 終了年月日、41. 予備開始年月日、42. 予備終了年月日、43. 旧市町村区分、44. 業務区分、45. データ区分、46. 調定年度、47. 賦課年度、48. 旧コード長、49. 旧コード(検索用)、50. 旧コード(表示用)、51. 新コード長、52. 新コード(検索用)、53. 新コード(表示用)、54. 職員番号、55. 処理日、56. 処理時間、57. データ区分、58. 管理キー、59. 西暦年月日(自)、60. 西暦年月日(至)、61. 調査日、62. 調査枝番、63. 調査コード、64. 調査内容、65. 調査員、66. 調査所管、67. 他市照会、68. 科目コード、69. 発送番号、70. 発送日、71. 返送日、72. 返送事由コード、73. 返送備考、74. 結果(処分)区分、75. 処分日、76. 再発送日、77. 再発送番号、78. 帳票区分2、79. 送付形態区分、80. 送付先区分、81. 宛先住民コード、82. 宛先履歴番号、83. 送付先科目コード、84. 送付先納付番号、85. 送付先帳票区分、86. 送付先履歴SEQ、87. 納付番号、88. 会計年度、89. 事業年度、90. 調定区分、91. 期別、92. 申告区分、93. 申告SEQ、94. 義務者種別、95. 義務者SEQ、96. カナ氏名、97. 氏名、98. メモ、99. 有効期限、100. 更新日、101. 登録日、102. 作成職員番号、103. 作成処理日、104. 作成処理時刻、105. 大字コード、106. 本番、107. 枝番、108. 小枝番、109. 小小枝番、110. マンションコード、111. 棟コード、112. 部屋コード、113. 郵便番号、114. 住所、115. 方書き、116. 削除処理日、117. 削除処理時刻、118. 連番、119. テーブルID、120. 削除データ、121. 削除事由コード、122. 削除職員番号、123. 代表住民コード、124. 同一人物住民コード、125. 名寄区分、126. 事由、127. 発番区分、128. 発番号、129. 法人コード、130. 特徴指定番号、131. 管理番号、132. サービス種類、133. SEQ、134. 事業所名、135. 事業所名カナ、136. 管理者氏名、137. 管理者氏名カナ、138. 管理者住民コード、139. 住所カナ、140. 基準該当事業者指定決定日、141. 受領委任契約締結日、142. 受領委任契約有効開始日、143. 受領委任契約有効終了日、144. 指定決定日、145. 指定有効開始日、146. 指定有効終了日、147. 異動処理フラグ、148. 更新区分、149. 事業者分類、150. 事業者番号、151. 有効開始日、152. 有効終了日、153. 事業者種別、154. 事業者名称、155. 事業者名称カナ、156. 事業者名称略称、157. 事業者住所、158. 事業者住所カナ、159. 事業者住所方書、160. 事業者住所コード、161. 都道府県番号、162. 市町村番号、163. 事業者カスタマバーコード、164. 代表者名、165. 代表者名カナ、166. 電話番号、167. FAX番号、168. Eメール、169. 代表者郵便番号、170. 代表者住所、171. 代表者住所カナ、172. 代表者職名、173. 代表者電話番号、174. 代表者FAX番号、175. 代表者住民コード、176. 開設日、177. 閉鎖日、178. 開設者名称、179. 開設者名称カナ、180. 開設者郵便番号、181. 開設者住所、182. 開設者住所カナ、183. 開設者電話番号、184. 開設者FAX番号、185. 開設者住民コード、186. 介護保険地域差区分、187. 法人種別、188. 事業者区分コード、189. 科目枝番、190. 金融機関コード、191. 支店名コード、192. 預金種別コード、193. 口座番号、194. 名義人(カナ)、195. 業務停止開始、196. 業務停止終了、197. 基本情報異動SEQ、198. 通称区分、199. 氏名連動区分、200. 公称カナ、201. 公称名、202. 併記名、203. 国籍等、204. 外国人住民となった異動日、205. 外国人住民となった届出日、206. 30条45規定区分、207. 在留資格、208. 在留期間等、209. 在留期間の満了の日、210. 在留カード等の番号、211. 関連人区分、212. 有効期間から、213. 有効期間まで、214. 関連人住民コード、215. 関連人郵便番号、216. 関連人住所、217. 関連人方書、218. 関連人カナ氏名、219. 関連人氏名、220. 関連人所属、221. 関連人肩書、222. 市外局番、223. 局番、224. 番号、225. 内線、226. Eメールアドレス、227. 項目名、228. 項目値、229. N項目値、230. 外国人登録番号、231. 国籍、232. 在留期間(から)、233. 在留期間(まで)、234. 帳票区分、235. 送達区分、236. 宛先、237. 開始日、238. 閉鎖日、239. 閉鎖事由コード、240. 送信拒否開始時間、241. 送信拒否終了時間、242. 地図区分、243. 場所区分、244. 地図コード、245. 脱退事由コード、246. 納付組合コード、247. 管理人区分、248. 管理人住民コード、249. 送付先住民コード、250. 送付先郵便番号、251. 送付先住所、252. 送付先方書、253. 送付先カナ氏名、254. 送付先氏名、255. 納付方法コード、256. 名義人住民コード、257. 異動業務区分、258. 登録異動日、259. 登録届出日、260. 抹消異動日、261. 抹消届出日、262. 筆頭者カナ、263. 筆頭者名、264. 本籍地郵便番号、265. 本籍地コード、266. 本籍地、267. 被保佐人区分、268. 成人被後見人区分、269. 破産人区分、270. 管轄コード、271. 電話区分、272. 停止フラグ、273. 住民票コード、274. 異動事由コード、275. 異動日、276. 届出日、277. 一全区分、278. 住民区分、279. 産業分類コード、280. 増事由コード、281. 住民増異動日、282. 住民増届出日、283. 減事由コード、284. 住民減異動日、285. 住民減届出日、286. 住民となった異動日、287. 住民となった届出日、288. 帰化日、289. 生年月日元号、290. 生年月日、291. 死亡日元号、292. 死亡日、293. 性別、294. 続柄、295. 混合続柄、296. 保護者コード、297. 保護者続柄、298. カナ屋号、299. 屋号、300. 世帯コード、301. 代表者カナ、302. 代表者氏名、303. 混合世帯主カナ、304. 混合世帯主名、305. 世帯内ソートキー、306. 混合世帯内ソートキー、307. 住定日、308. 住定届出日、309. 住所区分、310. 市町村コード、311. 方書、312. 小学校区コード、313. 中学校区コード、314. 投票区コード、315. 自治会コード、316. 災害避難場所コード、317. 転入前市町村コード、318. 転入前住所郵便番号、319. 転入前住所、320. 転入前方書、321. 通称現住所コード、322. 通称本番、323. 通称枝番、324. 通称小枝番、325. 通称小小枝番、326. 通称住所、327. 通称方書、328. 管理コード、329. 新住民コード、330. 転出先コード、331. 合併前市町村コード、332. 住民票異動SEQ、333. 個人番号、334. 法人番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

2. 軽自動車税(種別割)情報ファイル

1.利用団体コード、2.一車コード、3.賦課年度、4.賦課年度SEQ、5.義務者コード、6.所有者コード、7.使用者コード、8.異動事由コード、9.異動日、10.届出日、11.標識記号、12.標識分類、13.標識符号、14.標識SEQ、15.車台番号、16.車名、17.年式、18.型式、19.車種、20.排気量、21.馬力、22.原動機の型式、23.用途区分、24.車両区分、25.証明区分、26.車区分、27.定置場所、28.取得受付番号、29.取得日、30.取得理由、31.廃車受付番号、32.廃車日、33.廃車理由、34.プレート回収区分、35.通常税額、36.課税区分、37.非課税区分、38.特例区分、39.特例率分子、40.特例率分母、41.特例控除額、42.特例終了年度、43.減免区分、44.減免率分子、45.減免率分母、46.減免控除額、47.減免終了年度、48.加算区分、49.調定区分、50.画像ファイル名、51.合併前利用団体コード、52.更新職員番号、53.更新処理年月日、54.更新処理時刻、55.利用団体コード、56.無効区分、57.加算金額、58.課税額、59.当初税額、60.現年度随期税額、61.過年度随期税額、62.更正理由コード、63.更正理由、64.備考文、65.対象区分、66.対象コード、67.異動SEQ、68.メモ内容、69.登録日、70.更新日、71.有効期限、72.定数大区分、73.定数中区分、74.定数小区分、75.定数名称、76.内容区分、77.文字定数、78.数値定数、79.処理日、80.総件数、81.更新済件数、82.エラー件数、83.SEQ番号、84.更新区分、85.エラー区分、86.処理区分、87.使用者フラグ、88.都道府県コード、89.市区町村コード、90.登録年月日、91.異動年月日、92.廃車年月日、93.納税義務者コード、94.納税義務者状態区分、95.納税義務者カナ氏名、96.納税義務者漢字氏名、97.納税義務者生年月日、98.納税義務者性別、99.納税義務者都道府県コード、100.納税義務者市区町村コード、101.納税義務者番地、102.納税義務者枝番、103.納税義務者小枝番、104.納税義務者住所、105.納税義務者方書、106.納税義務者郵便番号、107.使用者状態区分、108.使用者同区分、109.使用者カナ氏名、110.使用者漢字氏名、111.使用者生年月日、112.使用者性別、113.使用者都道府県コード、114.使用者市区町村コード、115.使用者番地、116.使用者枝番、117.使用者小枝番、118.使用者住所、119.使用者方書、120.使用者郵便番号、121.所有者状態区分、122.所有者同区分、123.所有者カナ氏名、124.所有者漢字氏名、125.所有者生年月日、126.所有者性別、127.所有者都道府県コード、128.所有者市区町村コード、129.所有者番地、130.所有者枝番、131.所有者小枝番、132.所有者住所、133.所有者方書、134.所有者郵便番号、135.本拠位置同区分、136.本拠位置、137.旧使用者コード、138.旧使用者状態区分、139.旧使用者同区分、140.旧使用者カナ氏名、141.旧使用者漢字氏名、142.旧使用者生年月日、143.旧使用者性別、144.旧使用者都道府県コード、145.旧使用者市区町村コード、146.旧使用者番地、147.旧使用者枝番、148.旧使用者小枝番、149.旧使用者住所、150.旧使用者方書、151.旧使用者郵便番号、152.旧所有者コード、153.旧所有者状態区分、154.旧所有者同区分、155.旧所有者カナ氏名、156.旧所有者漢字氏名、157.旧所有者生年月日、158.旧所有者性別、159.旧所有者都道府県コード、160.旧所有者市区町村コード、161.旧所有者番地、162.旧所有者枝番、163.旧所有者小枝番、164.旧所有者住所、165.旧所有者方書、166.旧所有者郵便番号、167.旧標識記号、168.旧標識分類、169.旧標識符号、170.旧標識SEQ、171.旧本拠位置同区分、172.旧本拠位置、173.申告イメージ番号、174.標識使用区分、175.個人番号、176.法人番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
3. 固定資産税情報ファイル 1.利用団体コード、2.合併前利用団体コード、3.一筆コード、4.賦課年度、5.年度SEQ、6.有効年度、7.有効年度SEQ、8.義務者コード、9.異動事由、10.異動日、11.登記受付日、12.登記原因日、13.登記名義人有無、14.大字、15.大字附番、16.小字(丁目)、17.小字附番、18.本番、19.本番附番、20.枝番、21.枝番附番、22.子番、23.子番附番、24.孫番、25.孫番附番、26.曾番、27.曾番附番、28.玄番、29.玄番附番、30.多地目、31.多評価、32.他地番有無、33.台帳地目、34.現況地目、35.課税地目、36.国調地目、37.台帳地積、38.現況地積、39.課税地積、40.国調地積、41.図面番号、42.証明発行、43.評価基準、44.宅地比準区分、45.課税計算方法、46.計算チェック、47.他市町村境界、48.軍用地、49.用途税率区分、50.都市税率区分、51.農業用施設用地区分、52.用途地域、53.メモ有無、54.市街化、55.都市計画税、56.課税非課税、57.非課税地積、58.課税保留、59.特例、60.特例先、61.特例分子、62.特例分母、63.特例地積、64.特例開始年、65.特例終了年、66.減免、67.減免先、68.減免分母、69.減免分母、70.減免地積、71.減免開始年、72.減免終了年、73.免除、74.免除分子、75.免除分母、76.免除地積、77.免除開始年、78.免除終了年、79.法務局連携、80.画像名称、81.農地法転用届出日、82.農地法転用許可日、83.農地法区分、84.代表大字、85.代表大字附番、86.代表小字(丁目)、87.代表小字附番、88.代表本番、89.代表本番附番、90.代表枝番、91.代表枝番附番、92.代表子番、93.代表子番附番、94.代表孫番、95.代表孫番附番、96.代表曾番、97.代表曾番附番、98.代表玄番、99.代表玄番附番、100.代表多地目、101.代表多評価、102.画地状況、103.建物床面積、104.延床面積、105.居住床面積、106.棟数、107.住居数、108.住宅割合、109.建物床面積、110.画地総地積、111.画地総筆数、112.画地小規模地積、113.画地一般地積、114.画地非住宅地積、115.小規模地積、116.一般地積、117.非住宅地積、118.個人非住宅地積、119.法人非住宅地積、120.個人法人、121.前所有者、122.更新職員番号、123.更新年月日、124.更新時刻、125.近傍台帳地目、126.近傍現況地目、127.近傍課税地目、128.近傍大字、129.近傍大字附番、130.近傍小字(丁目)、131.近傍小字附番、132.近傍本番、133.近傍本番附番、134.近傍枝番、135.近傍枝番附番、136.近傍子番、137.近傍子番附番、138.近傍孫番、139.近傍孫番附番、140.近傍曾番、141.近傍曾番附番、142.近傍玄番、143.近傍玄番附番、144.近傍多地目、145.近傍多評価、146.近傍一筆コード、147.下落率、148.小規模下落率、149.一般下落率、150.非住宅下落率、151.個人非住宅下落率、152.法人非住宅下落率、153.固定負担水準、154.固定小規模負担水準、155.固定一般負担水準、156.固定非住宅負担水準、157.固定個人非住宅負担水準、158.固定法人非住宅負担水準、159.都市負担水準、160.都市小規模負担水準、161.都市一般負担水準、162.都市非住宅負担水準、163.都市個人非住宅負担水準、164.都市法人非住宅負担水準、165.近傍賦課年度、166.近傍年度SEQ、167.登記地目、168.登記地積、169.評価額、170.小規模評価額、171.一般評価額、172.非住宅評価額、173.個人非住宅評価額、174.法人非住宅評価額、175.固定負担調整率、176.固定前年課税標準額、177.固定課税標準額、178.固定特例後課税標準額、179.固定減免課税標準額、180.固定減免税額、181.固定免除課税標準額、182.固定免除税額、183.固定小規模負担調整率、184.固定前年小規模課税標準額、185.固定小規模課税標準額、186.固定特例後小規模課税標準額、187.固定一般負担調整率、188.固定前年一般課税標準額、189.固定一般課税標準額、190.固定特例後一般課税標準額、191.固定非住宅負担調整率、192.固定前年非住宅課税標準額、193.固定非住宅課税標準額、194.固定特例後非住宅課税標準額、195.固定個人非住宅負担調整率、196.固定前年個人非住宅課税標準額、197.固定個人非住宅課税標準額、198.固定特例後個人非住宅課税標準額、199.固定法人非住宅負担調整率、200.固定前年法人非住宅課税標準額、201.固定法人非住宅課税標準額、202.固定特例後法人非住宅課税標準額、203.都市負担調整率、204.都市前年統替後課税標準額、205.都市前年課税標準額、206.都市統替後課税標準額、207.都市統替後特例後課税標準額、208.都市課税標準額、209.都市減額課税標準額、210.都市減額税額、211.都市特例後課税標準額、212.都市減免課税標準額、213.都市減免税額、214.都市免除課税標準額、215.都市免除税額、216.都市小規模負担調整率、217.都市前年統替後小規模課税標準額、218.都市前年小規模課税標準額、219.都市統替後小規模課税標準額、220.都市小規模課税標準額、221.都市統替後特例後小規模課税標準額、222.都市特例後小規模課税標準額、223.都市一般負担調整率、224.都市前年統替後一般課税標準額、225.都市前年一般課税標準額、226.都市統替後一般課税標準額、227.都市一般課税標準額、228.都市統替後特例後一般課税標準額、229.都市特例後一般課税標準額、230.都市非住宅負担調整率、231.都市前年統替後非住宅課税標準額、232.都市前年非住宅課税標準額、233.都市統替後非住宅課税標準額、234.都市非住宅課税標準額、235.都市統替後特例後非住宅課税標準額、236.都市特例後非住宅課税標準額、237.都市個人非住宅負担調整率、238.都市前年統替後個人非住宅課税標準額、239.都市前年個人非住宅課税標準額、240.都市統替後個人非住宅課税標準額、241.都市個人非住宅課税標準額、242.都市統替後特例後個人非住宅課税標準額、243.都市特例後個人非住宅課税標準額、244.都市法人非住宅負担調整率、245.都市前年統替後法人非住宅課税標準額、246.都市前年法人非住宅課税標準額、247.都市統替後法人非住宅課税標準額、248.都市法人非住宅課税標準額、249.都市統替後特例後法人非住宅課税標準額、250.都市特例後法人非住宅課税標準額、251.評価年、252.砂防補正、253.砂防調査地目、254.砂防調査地積、255.砂防対象地積、256.砂防対象率、257.砂防開始、258.砂防終了、259.比準大字、260.比準大字附番、261.比準小字(丁目)、262.比準小字附番、263.比準本番、264.比準本番附番、265.比準枝番、266.比準枝番附番、267.比準子番、268.比準子番附番、269.比準孫番、270.比準孫番附番、271.比準曾番、272.比準曾番附番、273.比準玄番、274.比準玄番附番、275.造成費、276.形状、277.評価方法、278.宅地比準判定、279.標準地番号、280.標準地補正率、281.標準地価格、282.標準地比準率、283.比準率設定判定、284.補正先、285.補正種類、286.補正率、287.無道路近奥行、288.無道路路遠奥行、289.無道路路通補正、290.無道路奥行補正、291.無道路適用率、292.三角地最小角区分、293.三角地最小角、294.三角地最小角、295.三角地角度補正率、296.三角地面積最小角、297.三角地面積補正率、298.三角地補正適用率、299.がけ(崖)地間口、300.がけ(崖)地奥行、301.がけ(崖)地積、302.がけ(崖)割合、303.がけ(崖)補正率、304.日照の状況、305.日照比準率、306.田面の乾湿、307.田面比準率、308.農地の傾斜、309.傾斜比準率、310.保水・排水、311.保水排水比準率、312.面積、313.面積比準率、314.耕うんの難易、315.耕うん農道、316.耕うん形状、317.耕うん障害物、318.耕うん土性、319.耕うん礫、320.耕うん乾湿、321.耕うん比準率、322.災害、323.災害比準率、324.宅地状況、325.宅地間口、326.宅地奥行、327.宅地奥行比準率、328.宅地形状、329.宅地形状比準率、330.宅地その他比準率、331.宅地その他比準率、332.補正率他、333.標準地格差、334.道路幅員、335.支線道路距離、336.支線標準地格差、337.支線距離補正率、338.幹線道路距離、339.幹線標準地格差、340.幹線距離補正率、341.不毛地割合、342.不毛地補正率、343.土層深さ、344.土層補正率、345.平地林距離、346.平地林距離補正率、347.平地林道路、348.平地林道路補正率、349.正面路線用途地域、350.正面路線番号、351.正面路線補正率、352.正面路線間口、353.正面路線奥行、354.正面路線間口狭小補正率、355.正面路線奥行通減(補正)率、356.正面路線奥行長大補正率、357.正面路線奥行短小補正率、358.正面路線価格、359.側方路線1用途地域、360.側方路線1番号、361.側方路線1補正率、362.側方路線1間口、363.側方路線1奥行、364.側方路線1奥行通減(補正)率、365.側方路線1角地、366.側方路線1加算率、367.側方路線1価格、368.二方路線1用途地域、369.二方路線1番号、370.二方路線1補正率、371.二方路線1間口、372.二方路線1奥行、373.二方路線1奥行通減(補正)率、374.二方路線1角地、375.二方路線1加算率、376.二方路線1価格、377.正面不整形補正区分、378.正面想定間口、379.正面想定奥行、380.正面想定地積、381.正面地割割合、382.正面不整形補正率、383.側方1不整形補正区分、384.側方1想定間口、385.側方1想定奥行、386.側方1想定地積、387.側方1陸地割合、388.側方1不整形補正率、389.二方1不整形補正区分、390.二方1想定間口、391.二方1想定奥行、392.二方1想定地積、393.二方1陸地割合、394.二方1不整形補正率、395.不整形補正率採用判定、396.不整形補正率、397.強制入力区分、398.m評価、399.評価額、400.前筆コード、401.前賦課年度、402.前年度SEQ、403.前異動事由、404.後筆コード、405.後賦課年度、406.後年度SEQ、407.後異動事由、408.沿革事由、409.沿革備考文、410.連番、411.異動前、412.異動後、413.市街化課税標準額、414.数値項目、415.文字項目、416.率項目、417.物件区分、418.物件コード、419.所在地、420.一棟コード、421.家屋番号、422.家屋番号附番、423.同棟コード、424.主棟コード、425.新增築判定、426.建築日、427.改築日、428.現況構造、429.現況屋根、430.現況用途、431.現況種類、432.現況地上階、433.現況地下階、434.現況高床、435.評価用途、436.現況一階床面積、437.現況一階以外床面積、438.現況合計床面積、439.現況居住床面積、440.現況住居数、441.登記構造、442.登記屋根、443.登記用途、444.登記地上階、445.登記地下階、446.登記高床、447.登記種類、448.登記一階床面積、449.登記一階以外床面積、450.登記合計床面積、451.登記居住床面積、452.登記住居数、453.棟数除外判定、454.マンションコード、455.非課税面積、456.免除面積、457.新築軽減適用1、458.新築軽減適用1戸数、459.新築軽減適用1戸数、460.新築軽減適用1終了年、461.新築軽減不適用1、462.新築軽減不適用1戸数、463.多用途主用途、464.多用途主一階床面積、465.多用途主一階外床面積、466.多用途主合計床面積、467.多用途主評価額、468.多用途主1用途、469.多用途主一階床面積、470.多用途主一階外床面積、471.多用途主合計床面積、472.多用途主1評価額、473.多用途主一階床面積、474.多用途主一階外床面積、475.多用途主合計床面積、476.多用途主1評価額、477.固定課税標準額、478.固定特例後課税標準額、479.固定減免課税標準額、480.固定免除課税標準額、481.固定新築軽減課税標準額、482.固定新築軽減税額、483.都市特例後課税標準額、484.都市減免課税標準額、485.都市免除課税標準額、486.構造、487.用途、488.評価一階床面積、489.評価一階以外床面積、490.評価合計床面積、491.一点単価、492.損耗率、493.地域率、494.利用率、495.その他補正率1、496.当初m評点、497.当初再建築費評点、498.前回m評点、499.前回再建築費評点、500.前回経年減点補正率、501.前回理論評価額、502.前回評価額、503.今回m評点、504.今回再建築費評点、505.今回経年減点補正率、506.今回理論評価額、507.今回評価額、508.一品コード、509.資産コード、510.処理区分、511.申告日、512.種類、513.取得年月、514.賦課開始年、515.数量、516.耐用年数1、517.耐用年数1前年中減価残存率、518.耐用年数1前年中減価残存率、519.耐用年数1有効年度、520.資産名称、521.取得価格、522.減少価格、523.非課税、524.特例、525.特例分子、526.特例分母、527.特例開始年、528.特例終了年、529.減免、530.減免分子、531.減免分母、532.減免開始年、533.減免終了年、534.増加償却判定、535.増加償却期間、536.増加償却割合、537.取替法判定、538.評価の最低限度、539.評価額課税標準額、540.評価額減免課税標準額、541.評価額減免税額、542.評価額免除課税標準額、543.評価額免除税額、544.帳簿額、545.帳簿の最低限度、546.帳簿額課税標準額、547.帳簿額減免課税標準額、548.帳簿額減免税額、549.帳簿額免除課税標準額、550.帳簿額免除税額、551.決定判定、552.異動年月日、553.廃止年月日、554.構築物前年取得価格、555.構築物前年中減少価格、556.構築物前年中取得価格、557.構築物非課税資産取得価格、558.構築物差引取得額合計価格、559.構築物資産数、560.構築物帳簿価格、561.構築物評価価格、562.構築物決定価格、563.構築物課税標準額、564.構築物特例後課税標準額、565.構築物

減免課税標準額、566.構築物減免税額、567.構築物免除課税標準額、568.構築物免除税額、569.機械前年取得価格、570.機械前年中減少価格、571.機械前年中取得価格、572.機械非課税資産取得価格、573.機械差引取得額合計価格、574.機械資産数、575.機械帳簿価格、576.機械評価価格、577.機械決定価格、578.機械課税標準額、579.機械特例後課税標準額、580.機械減免課税標準額、581.機械減免税額、582.機械免除課税標準額、583.機械免除税額、584.船舶前年取得価格、585.船舶前年中減少価格、586.船舶前年中取得価格、587.船舶非課税資産取得価格、588.船舶差引取得額合計価格、589.船舶資産数、590.船舶帳簿価格、591.船舶評価価格、592.船舶決定価格、593.船舶課税標準額、594.船舶特例後課税標準額、595.船舶減免課税標準額、596.船舶減免税額、597.船舶免除課税標準額、598.船舶免除税額、599.航空機前年取得価格、600.航空機前年中減少価格、601.航空機前年中取得価格、602.航空機非課税資産取得価格、603.航空機差引取得額合計価格、604.航空機資産数、605.航空機帳簿価格、606.航空機評価価格、607.航空機決定価格、608.航空機課税標準額、609.航空機特例後課税標準額、610.航空機減免課税標準額、611.航空機減免税額、612.航空機免除課税標準額、613.航空機免除税額、614.運搬具前年取得価格、615.運搬具前年中減少価格、616.運搬具前年中取得価格、617.運搬具非課税資産取得価格、618.運搬具差引取得額合計価格、619.運搬具資産数、620.運搬具帳簿価格、621.運搬具評価価格、622.運搬具決定価格、623.運搬具課税標準額、624.運搬具特例後課税標準額、625.運搬具減免課税標準額、626.運搬具減免税額、627.運搬具免除課税標準額、628.運搬具免除税額、629.工具前年取得価格、630.工具前年中減少価格、631.工具前年中取得価格、632.工具非課税資産取得価格、633.工具差引取得額合計価格、634.工具資産数、635.工具帳簿価格、636.工具評価価格、637.工具決定価格、638.工具課税標準額、639.工具特例後課税標準額、640.工具減免課税標準額、641.工具減免税額、642.工具免除課税標準額、643.工具免除税額、644.資産計前年取得価格、645.資産計前年中減少価格、646.資産計前年中取得価格、647.資産計非課税資産取得価格、648.資産計差引取得額合計価格、649.資産計資産数、650.資産計帳簿価格、651.資産計評価価格、652.資産計決定価格、653.資産計課税標準額、654.資産計特例後課税標準額、655.資産計減免課税標準額、656.資産計減免税額、657.資産計免除課税標準額、658.資産計免除税額、659.大臣決定価格、660.大臣特例後課税標準額、661.大臣減免課税標準額、662.大臣減免税額、663.大臣課税標準額、664.知事389決定価格、665.知事389特例後課税標準額、666.知事389減免課税標準額、667.知事389減免税額、668.知事389課税標準額、669.知事743決定価格、670.知事743特例後課税標準額、671.知事743減免課税標準額、672.知事743減免税額、673.知事743課税標準額、674.合計決定価格、675.合計課税標準額、676.合計特例後課税標準額、677.合計減免課税標準額、678.合計減免税額、679.合計免除課税標準額、680.合計免除税額、681.前年決定価格、682.前年課税標準額、683.前年特例後課税標準額、684.前年減免課税標準額、685.前年減免税額、686.申告書区分、687.代表者氏名、688.屋号、689.事業種目、690.資本金額、691.事業開始年月、692.応答者所属、693.応答者氏名、694.応答者電話番号、695.税理士氏名、696.税理士番号、697.税理士電話番号、698.短縮耐用年数、699.増加償却資産、700.非課税該当資産、701.課税標準額の特例、702.特別償却又は圧縮記帳、703.税務会計上の償却方法、704.青色申告、705.資産の所在地、706.借用資産、707.事業所用家屋の所有区分、708.備考、709.課税者コード、710.行政基本コード、711.構成員コード、712.共有区分、713.接分区、714.部屋番号、715.履歴番号、716.合算区分、717.課税区分、718.更正日、719.更正番号、720.更正期別、721.更正事由、722.更正理由、723.名寄帳ページ数、724.名寄帳順、725.田資産数、726.田地積、727.田評価額、728.田固定課税、729.田固定特例後課税、730.田固定減免課税、731.田固定減免税額、732.田固定免除課税、733.田固定免除税額、734.田都市課税、735.田都市特例後課税、736.田都市減免課税、737.田都市減免税額、738.田都市減額課税、739.田都市減額税額、740.田都市免除課税、741.田都市免除税額、742.畑資産数、743.畑地積、744.畑評価額、745.畑固定課税、746.畑固定特例後課税、747.畑固定減免課税、748.畑固定減免税額、749.畑固定免除課税、750.畑固定免除税額、751.畑都市課税、752.畑都市特例後課税、753.畑都市減免課税、754.畑都市減免税額、755.畑都市減額課税、756.畑都市減額税額、757.畑都市免除課税、758.畑都市免除税額、759.宅地資産数、760.宅地地積、761.宅地評価額、762.宅地固定課税、763.宅地固定特例後課税、764.宅地固定減免課税、765.宅地固定減免税額、766.宅地固定免除課税、767.宅地固定免除税額、768.宅地都市課税、769.宅地都市特例後課税、770.宅地都市減免課税、771.宅地都市減免税額、772.宅地都市減額課税、773.宅地都市減額税額、774.宅地都市免除課税、775.宅地都市免除税額、776.山林資産数、777.山林地積、778.山林評価額、779.山林固定課税、780.山林固定特例後課税、781.山林固定減免課税、782.山林固定減免税額、783.山林固定免除課税、784.山林固定免除税額、785.山林都市課税、786.山林都市特例後課税、787.山林都市減免課税、788.山林都市減免税額、789.山林都市減額課税、790.山林都市減額税額、791.山林都市免除課税、792.山林都市免除税額、793.その他1資産数、794.その他1地積、795.その他1評価額、796.その他1固定課税、797.その他1固定特例後課税標準額、798.その他1固定減免課税、799.その他1固定減免税額、800.その他1固定免除課税、801.その他1固定免除税額、802.その他1都市課税標準額、803.その他1都市特例後課税、804.その他1都市減免課税、805.その他1都市減免税額、806.その他1都市減額課税、807.その他1都市減額税額、808.その他1都市免除課税、809.その他1都市免除税額、810.土地非課税資産数、811.土地非課税地積、812.土地非課税評価額、813.土地合計資産数、814.土地合計地積、815.土地合計評価額、816.土地合計固定課税、817.土地合計固定特例後課税、818.土地合計固定減免課税、819.土地合計固定減免税額、820.土地合計固定免除課税、821.土地合計固定免除税額、822.土地合計都市課税、823.土地合計都市特例後課税、824.土地合計都市減免課税、825.土地合計都市減免税額、826.土地合計都市減額課税、827.土地合計都市減額税額、828.土地合計都市免除課税、829.土地合計都市免除税額、830.木造資産数、831.木造床面積、832.木造評価額、833.木造固定課税、834.木造固定特例後課税、835.木造新築軽減課税、836.木造新築軽減課税、837.木造固定減免課税、838.木造固定減免税額、839.木造固定免除課税、840.木造固定免除税額、841.木造都市課税、842.木造都市特例後課税、843.木造都市減免課税、844.木造都市減免税額、845.木造都市免除課税、846.木造都市免除税額、847.非木造資産数、848.非木造床面積、849.非木造評価額、850.非木造固定課税、851.非木造固定特例後課税、852.非木造新築軽減課税、853.非木造新築軽減課税、854.非木造固定減免課税標準額、855.非木造固定減免税額、856.非木造固定免除課税、857.非木造固定免除税額、858.非木造都市課税、859.非木造都市特例後課税、860.非木造都市減免課税、861.非木造都市減免税額、862.非木造都市免除課税、863.非木造都市免除税額、864.家屋非課税資産数、865.家屋非課税床面積、866.家屋非課税評価額、867.家屋合計資産数、868.家屋合計床面積、869.家屋合計評価額、870.家屋合計固定課税、871.家屋合計固定特例後課税、872.家屋合計新築軽減課税標準額、873.家屋合計新築軽減課税、874.家屋合計固定減免課税、875.家屋合計固定減免税額、876.家屋合計固定免除課税、877.家屋合計固定免除税額、878.家屋合計都市課税、879.家屋合計都市特例後課税、880.家屋合計都市減免課税、881.家屋合計都市減免税額、882.家屋合計都市免除課税、883.家屋合計都市免除税額、884.償却資産数、885.償却評価額、886.償却帳簿価格、887.償却課税標準額、888.償却特例後課税、889.償却減免課税、890.償却減免税額、891.償却免除課税、892.償却免除税額、893.償却大臣課税、894.償却知事課税、895.償却合計課税、896.土地免税点、897.家屋免税点、898.償却免税点、899.固定資産課税、900.固定資産税率、901.固定算出税額、902.固定人的減免税額、903.固定減免開始日、904.固定減免開始期、905.固定減免終了日、906.固定減免終了期、907.固定合計減免税額、908.固定免除開始日、909.固定免除終了日、910.固定合計免除税額、911.固定区分按分税額、912.固定共有按分税額、913.固定確定税額、914.都市計画税課税標準額、915.都市計画税率、916.都市算出税額、917.都市人的減免税額、918.都市減免開始日、919.都市減免開始期、920.都市減免終了日、921.都市減免終了期、922.都市合計減免税額、923.都市免除開始日、924.都市免除終了日、925.都市合計免除税額、926.都市区分按分税額、927.都市共有按分税額、928.都市確定税額、929.年税額、930.期割税額、931.共有持分分子、932.共有持分分母、933.構成員数、934.敷地件割合分子、935.敷地件割合分母、936.構成員代表者コード、937.から有効日、938.まで有効日、939.所有区分、940.課税方法、941.証明発行判定、942.減免開始日、943.減免開始期、944.減免終了日、945.減免終了期、946.免除開始日、947.免除終了日、948.共有分母、949.敷地権分母、950.敷地権分子、951.按分方法、952.通知方法、953.法人持分、954.共有代表者コード、955.按分補正率、956.登記名義人、957.氏名住所番号、958.氏名、959.住所、960.敷地権種類、961.分母、962.マンション名カナ、963.マンション名漢字、964.マンション住所、965.全体床面積、966.全体専有面積、967.部屋数、968.定数大区分、969.定数中区分、970.定数小区分、971.定数名称、972.内容区分、973.文字定数、974.数値定数、975.画面名称、976.チェック内容、977.チェックレベル、979.チェック有効区分、980.メッセージ内容1、981.メッセージ内容2、982.整列内容1、983.小字、984.大字カナ、985.大字漢字、986.小字カナ、987.小字漢字、988.評価年度、989.路線番号、990.価格、991.標準路線番号、992.街路要因、993.街路要因状況、994.利便要因、995.利便要因施設、996.利便要因距離、997.利便要因比率率、998.接近要因、999.接近要因距離、1000.接近要因比率率、1001.比率率、1002.状況類似番号、1003.標準地一筆コード、1004.標準地現況地目、1005.標準地大字、1006.標準地大字附番、1007.標準地小字(丁目)、1008.標準地小字附番、1009.標準地本番、1010.標準地本番附番、1011.標準地枝番、1012.標準地枝番附番、1013.標準地子番、1014.標準地子番附番、1015.標準地孫番、1016.標準地孫番附番、1017.標準地曾番、1018.標準地曾番附番、1019.標準地玄番、1020.標準地玄番附番、1021.中央地標高、1022.抛出地標高、1023.標高差、1024.年度、1025.区分、1026.上限、1027.下限、1028.負担調整率、1029.評点数区分、1030.経過年数、1031.率、1032.耐用年数、1033.適用まで年度、1034.前年中取得率、1035.前年取得率、1036.業務区分、1037.評価替年度、1038.単価年度、1039.地区コード、1040.地目区分、1041.加重平均、1042.対象区分、1043.対象コード、1044.削除区分、1045.行番号、1046.メモ内容、1047.有効日、1048.テーブル名称、1049.項目番号、1050.項目名、1051.項目名称、1052.項目属性、1053.項目整数部桁数、1054.項目小数部桁数、1055.更正物件区分、1056.異動後情報、1057.異動前情報、1058.期割数、1059.端末名、1060.対象DB名、1061.異動DBデータ、1062.一筆コード(異動分)、1063.換地管理番号1、1064.仮換地一筆コード、1065.従前地一筆コード、1066.換地状態区分、1067.増加事由、1068.減少事由、1069.個人番号、1070.法人番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

4. 宛名管理情報ファイル

1. 利用団体コード、2. 住民コード、3. 異動SEQ、4. 区分、5. 開始年月日、6. 廃止年月日、7. 備考、8. 更新職員番号、9. 更新処理日、10. 更新処理時刻、11. 障害者手帳番号、12. 種類、13. 総合等級、14. 総合範囲、15. 交付年月日、16. 喪失年月日、17. 等級変更日、18. 等級、19. 範囲、20. 療育手帳番号、21. 程度、22. 知能指数、23. 前回判定日、24. 次回判定日、25. 原爆手帳番号、26. ケース番号、27. 世帯類型、28. 停止年月日、29. 解除年月日、30. 生活扶助、31. 教育扶助、32. 住宅扶助、33. 医療扶助、34. 介護扶助、35. 出産扶助、36. 生業扶助、37. 葬祭扶助、38. 予備フラグ、39. 特記事項、40. 終了年月日、41. 予備開始年月日、42. 予備終了年月日、43. 旧市町村区分、44. 業務区分、45. データ区分、46. 調定年度、47. 賦課年度、48. 旧コード長、49. 旧コード(検索用)、50. 旧コード(表示用)、51. 新コード長、52. 新コード(検索用)、53. 新コード(表示用)、54. 職員番号、55. 処理日、56. 処理時間、57. データ区分、58. 管理キー、59. 西暦年月日(自)、60. 西暦年月日(至)、61. 調査日、62. 調査枝番、63. 調査コード、64. 調査内容、65. 調査員、66. 調査所管、67. 他市照会、68. 科目コード、69. 発送番号、70. 発送日、71. 返送日、72. 返送事由コード、73. 返送備考、74. 結果(処分)区分、75. 処分日、76. 再発送日、77. 再発送番号、78. 帳票区分2、79. 送付形態区分、80. 送付先区分、81. 宛先住民コード、82. 宛先履歴番号、83. 送付先科目コード、84. 送付先納付番号、85. 送付先帳票区分、86. 送付先履歴SEQ、87. 納付番号、88. 会計年度、89. 事業年度、90. 調定区分、91. 期別、92. 申告区分、93. 申告SEQ、94. 義務者種別、95. 義務者SEQ、96. カナ氏名、97. 氏名、98. メモ、99. 有効期限、100. 更新日、101. 登録日、102. 作成職員番号、103. 作成処理日、104. 作成処理時刻、105. 大字コード、106. 本番、107. 枝番、108. 小枝番、109. 小小枝番、110. マンションコード、111. 棟コード、112. 部屋コード、113. 郵便番号、114. 住所、115. 方書き、116. 削除処理日、117. 削除処理時刻、118. 連番、119. テーブルID、120. 削除データ、121. 削除事由コード、122. 削除職員番号、123. 代表住民コード、124. 同一人物住民コード、125. 名寄区分、126. 事由、127. 発番区分、128. 発番号、129. 法人コード、130. 特徴指定番号、131. 管理番号、132. サービス種類、133. SEQ、134. 事業所名、135. 事業所名カナ、136. 管理者氏名、137. 管理者氏名カナ、138. 管理者住民コード、139. 住所カナ、140. 基準該当事業者指定決定日、141. 受領委任契約締結日、142. 受領委任契約有効開始日、143. 受領委任契約有効終了日、144. 指定決定日、145. 指定有効開始日、146. 指定有効終了日、147. 異動処理フラグ、148. 更新区分、149. 事業者分類、150. 事業者番号、151. 有効開始日、152. 有効終了日、153. 事業者種別、154. 事業者名称、155. 事業者名称カナ、156. 事業者名称略称、157. 事業者住所、158. 事業者住所カナ、159. 事業者住所方書、160. 事業者住所コード、161. 都道府県番号、162. 市町村番号、163. 事業者カスタマバーコード、164. 代表者名、165. 代表者名カナ、166. 電話番号、167. FAX番号、168. Eメール、169. 代表者郵便番号、170. 代表者住所、171. 代表者住所カナ、172. 代表者職名、173. 代表者電話番号、174. 代表者FAX番号、175. 代表者住民コード、176. 開設日、177. 閉鎖日、178. 開設者名称、179. 開設者名称カナ、180. 開設者郵便番号、181. 開設者住所、182. 開設者住所カナ、183. 開設者電話番号、184. 開設者FAX番号、185. 開設者住民コード、186. 介護保険地域差区分、187. 法人種別、188. 事業者区分コード、189. 科目枝番、190. 金融機関コード、191. 支店名コード、192. 預金種別コード、193. 口座番号、194. 名義人(カナ)、195. 業務停止開始、196. 業務停止終了、197. 基本情報異動SEQ、198. 通称区分、199. 氏名連動区分、200. 公称カナ、201. 公称名、202. 併記名、203. 国籍等、204. 外国人住民となった異動日、205. 外国人住民となった届出日、206. 30条45規定区分、207. 在留資格、208. 在留期間等、209. 在留期間の満了の日、210. 在留カード等の番号、211. 関連人区分、212. 有効期間から、213. 有効期間まで、214. 関連人住民コード、215. 関連人郵便番号、216. 関連人住所、217. 関連人方書、218. 関連人カナ氏名、219. 関連人氏名、220. 関連人所属、221. 関連人肩書、222. 市外局番、223. 局番、224. 番号、225. 内線、226. Eメールアドレス、227. 項目名、228. 項目値、229. N項目値、230. 外国人登録番号、231. 国籍、232. 在留期間(から)、233. 在留期間(まで)、234. 帳票区分、235. 送達区分、236. 宛先、237. 開始日、238. 閉鎖日、239. 閉鎖事由コード、240. 送信拒否開始時間、241. 送信拒否終了時間、242. 地図区分、243. 場所区分、244. 地図コード、245. 脱退事由コード、246. 納付組合コード、247. 管理人区分、248. 管理人住民コード、249. 送付先住民コード、250. 送付先郵便番号、251. 送付先住所、252. 送付先方書、253. 送付先カナ氏名、254. 送付先氏名、255. 納付方法コード、256. 名義人住民コード、257. 異動業務区分、258. 登録異動日、259. 登録届出日、260. 抹消異動日、261. 抹消届出日、262. 筆頭者カナ、263. 筆頭者名、264. 本籍地郵便番号、265. 本籍地コード、266. 本籍地、267. 被保佐人区分、268. 成人被後見人区分、269. 破産人区分、270. 管轄コード、271. 電話区分、272. 停止フラグ、273. 住民票コード、274. 異動事由コード、275. 異動日、276. 届出日、277. 一全区分、278. 住民区分、279. 産業分類コード、280. 増事由コード、281. 住民増異動日、282. 住民増届出日、283. 減事由コード、284. 住民減異動日、285. 住民減届出日、286. 住民となった異動日、287. 住民となった届出日、288. 帰化日、289. 生年月日元号、290. 生年月日、291. 死亡日元号、292. 死亡日、293. 性別、294. 続柄、295. 混合続柄、296. 保護者コード、297. 保護者続柄、298. カナ屋号、299. 屋号、300. 世帯コード、301. 代表者カナ、302. 代表者氏名、303. 混合世帯主カナ、304. 混合世帯主名、305. 世帯内ソートキー、306. 混合世帯内ソートキー、307. 住定日、308. 住定届出日、309. 住所区分、310. 市町村コード、311. 方書、312. 小学校区コード、313. 中学校区コード、314. 投票区コード、315. 自治会コード、316. 災害避難場所コード、317. 転入前市町村コード、318. 転入前住所郵便番号、319. 転入前住所、320. 転入前方書、321. 通称現住所コード、322. 通称本番、323. 通称枝番、324. 通称小枝番、325. 通称小小枝番、326. 通称住所、327. 通称方書、328. 管理コード、329. 新住民コード、330. 転出先コード、331. 合併前市町村コード、332. 住民票異動SEQ、333. 個人番号、334. 法人番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

5. 確定申告支援情報ファイル

1. レコード区分、2. 市町村コード、3. 処理日、4. 基準日、5. シーケンス番号、6. 利用団体コード、7. 課税年度、8. 住民コード、9. 異動履歴番号、10. 課税資料区分、11. 資料番号(冊番号)、12. 資料番号(番号)、13. 資料番号(枝番)、14. 台帳番号、15. 国税通知書番号、16. 世帯コード、17. 法人コード、18. 整理番号、19. 受給者番号、20. 異動年月日、21. 異動事由、22. 処理区分、23. 所得金額等所得コード、24. 所得金額等所得金額(符号)、25. 所得金額等所得金額、26. 合計所得金額、27. 総所得金額等、28. 総所得金額、29. 控除金額等控除コード、30. 控除金額等控除金額、31. 控除合計金額、32. 所得税等所税コード、33. 所得税等金額(符号)、34. 所得税等金額、35. 本人控除障害者、36. 本人控除夫有・未成年、37. 本人控除老年者、38. 本人控除寡婦・寡夫、39. 本人控除勤労学生、40. 扶養者控除配偶者区分、41. 配偶者特別控除区分、42. 配偶者特別控除給与所得、43. 配偶者特別控除その他所得、44. 扶養者、45. 特定、46. 老人、47. 同居老親、48. 普通障害、49. 特別障害、50. 同居特別障害、51. 年少扶養、52. 生命保険区分、53. 生命保険旧生命保険料支払額、54. 生命保険旧個人年金保険料支払額、55. 地震保険区分、56. 地震保険地震保険料、57. 地震保険旧長期損害保険料、58. 本人専従者区分、59. 青白区分、60. 専従者控除配偶者、61. 専従者控除その他、62. 専従者控除金額、63. 徴収方法区分、64. 徴収方法特徴開始月、65. 徴収方法特徴終了月、66. 徴収方法普徴開始期、67. 徴収方法普徴終了期、68. 年金区分、69. 計算区分(平均課税)、70. 非課税コード、71. 減免区分、72. 均等割区分、73. 課非区分、74. 通知書発行区分、75. 老年者経過措置区分(平成18年度～平成19年度)、76. 他給与区分、77. 生活保護区分、78. 生活保護開始日付、79. 生活保護終了日付、80. 給報乙欄、81. 給報就職退職区分、82. 給報就職退職年月日、83. 特例条文短期一般特例条文、84. 特例条文短期特定特例条文、85. 特例条文長期一般特例条文、86. 特例条文長期優良特例条文、87. 特例条文長期特定特例条文、88. 特例条文長期居住特例条文、89. 課税標準額等課税コード、90. 課税標準額等課税標準額、91. 課税標準額等所得割額(市町村)、92. 課税標準額等所得割額(県)、93. 課税額等税額コード、94. 課税額等金額(市町村)、95. 課税額等金額(県)、96. 所得割差引所得割(市町村)、97. 所得割差引所得割(県)、98. 差引均等割(市町村)、99. 差引均等割(県)、100. 年税額、101. 普徴期割額1期、102. 普徴期割額2期、103. 普徴期割額3期、104. 普徴期割額4期、105. 普徴期割額5期、106. 普徴期割額6期、107. 普徴期割額7期、108. 普徴期割額8期、109. 普徴期割額9期、110. 普徴期割額10期、111. 普徴期割額11期、112. 普徴期割額12期、113. 特徴期割額6月、114. 特徴期割額7月、115. 特徴期割額8月、116. 特徴期割額9月、117. 特徴期割額10月、118. 特徴期割額11月、119. 特徴期割額12月、120. 特徴期割額1月、121. 特徴期割額2月、122. 特徴期割額3月、123. 特徴期割額4月、124. 特徴期割額5月、125. 特徴事業所6月、126. 特徴事業所7月、127. 特徴事業所8月、128. 特徴事業所9月、129. 特徴事業所10月、130. 特徴事業所11月、131. 特徴事業所12月、132. 特徴事業所1月、133. 特徴事業所2月、134. 特徴事業所3月、135. 特徴事業所4月、136. 特徴事業所5月、137. 市町所得割、138. 県所得割、139. 市町均等割、140. 県均等割、141. 合計、142. 課税標準、143. 処理日、144. 強制変更フラグ、145. 合併前利用団体コード、146. 住宅借入金等特別控除適用数、147. 住宅借入金等特別控除区分(1回目)、148. 住宅借入金等特別控除区分(2回目)、149. 新生命保険料支払額、150. 介護医療保険料支払額、151. 新個人年金保険料支払額、152. ユーザー独自領域、153. 医療費特例区分、154. オプション

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税情報ファイル 2. 軽自動車税(種別割)情報ファイル 3. 固定資産税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	- 各情報ファイルへの情報登録の際に届出、申請及び申告内容の確認を厳格に行い、課税対象者又は対象者以外の情報入手の防止に努める。 - その他特定個人情報の取扱いに関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である ☐ ☐ ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他のリスク: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置: システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証およびID/パスワードによる二要素認証を実施する。共用IDを利用している場合には、共用IDの使用者を特定し、氏名、職員番号、使用期間を名簿に記録する。また、認証後は利用権限の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を講じることによって、当該事務に必要な情報と紐付かないようにする。
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である ☐ ☐ ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	☐ 行っている ☐ ☐ ☐ <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①ID/パスワードの発行管理 - アクセス権限と業務の対応表を作成する - 職員は、業務の遂行に必要な権限レベルを管理者に申請し、申請にもとづき権限を付与する。 ②失効管理 - 定期的または異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職情報を確認し、異動退職があった際にはアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である ☐ ☐ ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	☐ 定めている ☐ ☐ ☐ <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	- データの秘密保持に関する事項 - 個人情報の管理に関する事項 - 個人情報の目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 - 個人情報の取扱いに関する監査及び検査に関する事項 - 委託を受けた事業者等におけるデータの保管および廃棄に関する事項 - その他データの保護に関し必要な事項

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約において委託先同様、再委託先にも個人情報に関する規定を遵守させるとともに、委託先にも監督義務を課している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、各所管での事務処理マニュアルに定める等によりルールを遵守する。	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）		
リスク1：目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜宜野湾市における措置＞ セキュリティーゲートにて入退室管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ・年に1回以上、情報セキュリティ管理規定等に則した内容のeラーニングによる研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する秘密保持契約を締結し、個人情報保護に関する研修の実施を求める。
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
4. 宛名管理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人及び庁内連携システムを通じて入手する際も、対象者以外の情報を入手しないこととする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他のリスク：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置：システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証およびID/パスワードによる二要素認証を実施する。共用IDを利用している場合には、共用IDの利用者を特定し、氏名、職員番号、使用期間を名簿に記録する。また、認証後は利用権限の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を講じることによって、当該事務に必要な情報と紐付かないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①ID/パスワードの発行管理 ・アクセス権限と業務の対応表を作成する ・職員は、業務の遂行に必要な権限レベルを管理者に申請し、申請にもとづき権限を付与する。 ②失効管理 ・定期的または異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職情報を確認し、異動退職があった際にはアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・データの秘密保持に関する事項 ・個人情報の管理に関する事項 ・個人情報の目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・個人情報の取扱いに関する監査及び検査に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管および廃棄に関する事項 ・その他データの保護に関し必要な事項

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約において委託先同様、再委託先にも個人情報に関する規定を遵守させるとともに、委託先にも監督義務を課している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<宜野湾市における措置> セキュリティーゲートにて入退室管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。		
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ・年に1回以上、情報セキュリティ管理規定等に則した内容のeラーニングによる研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する秘密保持契約を締結し、個人情報保護に関する研修の実施を求める。	
10. その他のリスク対策		
—		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
5. 確定申告支援情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・課税資料登録の際は、課税権の確認、フリガナ、生年月日等による本人の特定を徹底し、対象者以外の情報入手の防止に努める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他のリスク:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置:システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証およびID/パスワードによる二要素認証を実施する。共用IDを利用している場合には、共用IDの利用者を特定し、氏名、職員番号、使用期間を名簿に記録する。また、認証後は利用権限の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を講じることによって、当該事務に必要な情報と紐付かないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①ID/パスワードの発行管理 ・アクセス権限と業務の対応表を作成する ・職員は、業務の遂行に必要な権限レベルを管理者に申請し、申請にもとづき権限を付与する。 ②失効管理 ・定期的または異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職情報を確認し、異動退職があった際にはアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・データの秘密保持に関する事項 ・個人情報の管理に関する事項 ・個人情報の目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・個人情報の取扱いに関する監査及び検査に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管および廃棄に関する事項 ・その他データの保護に関し必要な事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約において委託先同様、再委託先にも個人情報に関する規定を遵守させるとともに、委託先にも監督義務を課している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている	

		3) 十分に行っていない
	具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ・年に1回以上、情報セキュリティ管理規定等に則した内容のeラーニングによる研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する秘密保持契約を締結し、個人情報保護に関する研修の実施を求める。
10. その他のリスク対策		
—		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課 情報公開担当 電話番号 098-893-4411
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 税務課 電話番号 098-893-4411
②対応方法	問合せを受け付けた際、対応内容について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二第三欄(情報提供者が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二第三欄(情報提供者が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 別紙1	厚生労働大臣 117 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 別紙1	都道府県知事 120 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	

平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 別紙1	(新規追加)	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 38 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 別紙1	(新規追加)	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 85の2 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 別紙1	(新規追加)	都道府県知事 119 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1. 個人住民税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	5件	4件	事後	
平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1. 個人住民税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2 情報インフラ環境運用保守委託	(削除)	事後	
平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1. 個人住民税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項4 課税資料等(給与報告書・年金報告書・市民税申告書・確定申告書)のデータ入力 ③委託先名 沖縄行政システム株式会社 ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 本市の規定に基づき承認通知書を発行し、再委託を認める。 ⑥再委託事項 住民税課税資料のパンチ入力による電子データ化の一部業務	委託事項3 課税資料等(給与報告書・年金報告書・市民税申告書・確定申告書)のデータ入力 ③委託先名 株式会社オーシーシー ④再委託の有無 再委託しない	事後	

平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1. 個人住民税情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	＜宜野湾市における措置＞ セキュリティゲートにて入退室管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	＜宜野湾市における措置＞ 宜野湾市では以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバ内にデータとして保管している。 バックアップは同データセンター内に保管される。 1. データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 2. サーバ室は、生体認証及びICカードによる入室管理を行っている。 3. サーバ室は、監視カメラによる常時監視及び録画を行っている。 4. サーバ室は、ラック毎の施錠及び区画ケージ化による入室制限を行っている。 5. サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要となる。 バックアップについては、上記データセンター以外にも、上記、項番2、3の条件を満たしている別のクラウドサービスセンター内に保管している。	事後	
平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2. 軽自動車税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	1件	事後	
平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2. 軽自動車税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2 情報インフラ環境運用保守委託	(削除)	事後	

平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2. 軽自動車税情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	＜宜野湾市における措置＞ セキュリティゲートにて入退室管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	＜宜野湾市における措置＞ 宜野湾市では以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバ内にデータとして保管している。 バックアップは同データセンター内に保管される。 1. データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 2. サーバ室は、生体認証及びICカードによる入室管理を行っている。 3. サーバ室は、監視カメラによる常時監視及び録画を行っている。 4. サーバ室は、ラック毎の施錠及び区画ケーシングによる入室制限を行っている。 5. サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要となる。 バックアップについては、上記データセンター以外にも、上記、項番2、3の条件を満たしている別のクラウドサービスセンター内に保管している。	事後	
平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3. 固定資産税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	2件	事後	
平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3. 固定資産税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2 情報インフラ環境運用保守委託	(削除)	事後	
平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3. 固定資産税情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3 課税資料等のデータ入力 ③委託先名 沖縄行政システム株式会社 ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 本市の規定に基づき承認通知書を発行し、再委託を認める。 ⑥再委託事項 償却資産申告書のパンチ入力による電子データ化の一部業務	委託事項2 課税資料等のデータ入力 ③委託先名 株式会社オーシーシー ④再委託の有無 再委託しない	事後	

平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3. 固定資産税情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	＜宜野湾市における措置＞ セキュリティゲートにて入退室管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	＜宜野湾市における措置＞ 宜野湾市では以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバ内にデータとして保管している。 バックアップは同データセンター内に保管される。 1. データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 2. サーバ室は、生体認証及びICカードによる入室管理を行っている。 3. サーバ室は、監視カメラによる常時監視及び録画を行っている。 4. サーバ室は、ラック毎の施錠及び区画ケージ化による入室制限を行っている。 5. サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要となる。 バックアップについては、上記データセンター以外にも、上記、項番2、3の条件を満たしている別のクラウドサービスセンター内に保管している。	事後	
平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4. 宛名管理情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	1件	事後	
平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4. 宛名管理情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2 情報インフラ環境運用保守委託	(削除)	事後	

平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4. 宛名管理情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<宜野湾市における措置> セキュリティゲートにて入退室管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	<宜野湾市における措置> 宜野湾市では以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバ内にデータとして保管している。 バックアップは同データセンター内に保管される。 1. データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 2. サーバ室は、生体認証及びICカードによる入室管理を行っている。 3. サーバ室は、監視カメラによる常時監視及び録画を行っている。 4. サーバ室は、ラック毎の施錠及び区画ケージ化による入室制限を行っている。 5. サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要となる。 バックアップについては、上記データセンター以外にも、上記、項番2、3の条件を満たしている別のクラウドサービスセンター内に保管している。	事後	
平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (5. 確定申告支援情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	3件	事後	
平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (5. 確定申告支援情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2 課税資料等のデータ入力 ③委託先名 沖縄行政システム株式会社 ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 本市の規定に基づき承認通知書を発行し、再委託を認める。 ⑥再委託事項 課税資料(確定申告、市申告、給与支払報告書、年金支払報告書)のパンチ入力によるデータ化	委託事項2 課税資料等のデータ入力 ③委託先名 株式会社オーシーシー ④再委託の有無 再委託しない	事後	

平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (5. 確定申告支援情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3 確定申告支援システム運用保守委託 ③委託先名 株式会社オーシーシー ④再委託の有無 再委託しない	委託事項3 確定申告支援システム運用保守委託 ③委託先名 沖縄行政システム株式会社 ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 本市の規定に基づき承認通知書を発行し、再委託を認める。 ⑥再委託事項 確定申告支援システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出などの一部業務。	事後	
平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (5. 確定申告支援情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項4 情報インフラ環境運用保守委託	(削除)	事後	
平成30年5月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (5. 確定申告支援情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	＜宜野湾市における措置＞ セキュリティゲートにて入退室管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	＜宜野湾市における措置＞ 宜野湾市では以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバ内にデータとして保管している。 バックアップは同データセンター内に保管される。 1. データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 2. サーバ室は、生体認証及びICカードによる入室管理を行っている。 3. サーバ室は、監視カメラによる常時監視及び録画を行っている。 4. サーバ室は、ラック毎の施錠及び区画ケーシングによる入室制限を行っている。 5. サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要となる。 バックアップについては、上記データセンター以外にも、上記、項番2、3の条件を満たしている別のクラウドサービスセンター内に保管している。	事後	

平成30年5月14日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 5. 確定申告支援情報ファイル	1.宛名番号 外167件	1. レコード区分 外153件	事後	
平成30年5月14日	Ⅲ リスク対策 (1. 個人住民税情報ファイル 2. 軽自動車税情報ファイル 3. 固定資産税情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク1	リスクに対する措置の内容 システムを利用する必要がある職員を特定し、IDによる識別とパスワードによる認証を実施する。共用IDを利用している場合には、共用IDの利用者を特定し、氏名、職員番号、使用期間を名簿に記録する。また、認証後は利用権限の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を講じることによって、該当事務に必要な情報と紐付かないようにする。	リスクに対する措置の内容 システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証およびID/パスワードのよる二要素認証を実施する。共用IDを利用している場合には、共用IDの利用者を特定し、氏名、職員番号、使用期間を名簿に記録する。また、認証後は利用権限の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を講じることによって、該当事務に必要な情報と紐付かないにする。	事後	
平成30年5月14日	Ⅲ リスク対策 (4. 宛名管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク1	リスクに対する措置の内容 システムを利用する必要がある職員を特定し、IDによる識別とパスワードによる認証を実施する。共用IDを利用している場合には、共用IDの利用者を特定し、氏名、職員番号、使用期間を名簿に記録する。また、認証後は利用権限の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を講じることによって、該当事務に必要な情報と紐付かないようにする。	リスクに対する措置の内容 システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証およびID/パスワードのよる二要素認証を実施する。共用IDを利用している場合には、共用IDの利用者を特定し、氏名、職員番号、使用期間を名簿に記録する。また、認証後は利用権限の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を講じることによって、該当事務に必要な情報と紐付かないにする。	事後	

平成30年5月14日	Ⅲ リスク対策 (5. 確定申告支援情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク1	リスクに対する措置の内容 システムを利用する必要がある職員を特定し、IDによる識別とパスワードによる認証を実施する。共用IDを利用している場合には、共用IDの利用者を特定し、氏名、職員番号、使用期間を名簿に記録する。また、認証後は利用権限の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を講じることによって、該当事務に必要な情報と紐付かないようにする。	リスクに対する措置の内容 システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証およびID/パスワードの二要素認証を実施する。共用IDを利用している場合には、共用IDの利用者を特定し、氏名、職員番号、使用期間を名簿に記録する。また、認証後は利用権限の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することによって、不適切な方法で入手が行えない対策を講じることによって、当該事務に必要な情報と紐付かないにする。	事後	
平成30年5月21日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署	②所属長 税務課長 津波古 良幸	②所属長の役職名 税務課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税情報ファイル)(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務	(新規追加)	市町村長 20 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税情報ファイル)(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務	(新規追加)	市町村長 53 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成31年4月1日	Ⅲ リスク対策(1. 個人住民税情報ファイル、2. 軽自動車税情報ファイル、3. 固定資産税情報ファイル) 8. 監査	自己点検、内部監査	自己点検	事後	
平成31年4月1日	Ⅲ リスク対策(5. 確定申告支援情報ファイル) 8. 監査	自己点検、内部監査	自己点検	事後	

令和2年4月1日	全般	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和2年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(59件) [○]移転を行っている(18件)	[○]提供を行っている(60件) [○]移転を行っている(19件)	事後	

令和2年4月1日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する秘密保持契約を締結し、個人情報保護に関する研修の実施を求める。	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ・年に1回以上、情報セキュリティ管理規定等に則した内容のeラーニングによる研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する秘密保持契約を締結し、個人情報保護に関する研修の実施を求める。	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税)別紙1	(新規追加)	都道府県知事 117 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税)別紙1	都道府県知事 119 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事 120 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税)別紙2	(新規追加)	福祉推進部 障がい福祉課 34 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税)別紙2	(新規追加)	健康推進部 健康増進課 76 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税)別紙2	福祉推進部 保育課 94 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保険給付の支援又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉推進部 子育て支援課 94 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保険給付の支援又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税)別紙3	(新規追加)	健康推進部 生活福祉課 4 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	事後	

令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	[○]移転を行っている(2件)	[○]移転を行っている(3件)	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2	健康推進部 介護長寿課 ①宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の14 ②介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	総務部 納税課 ①宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の5 ②地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先3	(新規追加)	健康推進部 国民健康保険課 ①宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の5 ②地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 ③軽自動車税に関する情報 ④[1万人以上10万人未満] ⑤軽自動車等の所有者及び使用者 ⑥[○]専用線 ⑦随時	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施期間内の他部署 (市民経済部 市民課、福祉推進部 生活福祉課)	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施期間内の他部署 (市民経済部 市民課、福祉推進部 生活福祉課) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村)	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	[○]移転を行っている(2件)	[○]移転を行っている(3件)	事後	

令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2	健康推進部 介護長寿課 ①宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の14 ②介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	総務部 納税課 ①宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の5 ②地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先3	(新規追加)	健康推進部 国民健康保険課 ①宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の5 ②地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 ③固定資産税に関する情報 ④[1万人以上10万人未満] ⑤固定資産の所有者 ⑥[○]専用線 ⑦随時	事後	
令和2年4月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか。 ・その内容 ・再発防止策	【発生なし】	【発生あり】 その内容 職員が市民の個人情報を閲覧し、その情報(氏名)を職員自身の家族に話した。 再発防止策 ・個人情報の適正な取り扱い並びに情報セキュリティの対策について関係法令等の遵守について周知し、その徹底を図る。 ・職員倫理研修を実施する。個人情報の取扱いに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には速やかに報告する体制を構築する。 ・システムの閲覧履歴については、随時システムからログを収集しており、必要に応じて、収集したログから必要な情報を抽出し所属長が確認している。今後は定期的に確認する。	事後	

令和4年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 [○]評価実施期間内の他部署	福祉推進部 生活福祉課	福祉推進部 保護課	事後	

令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(60件) [○]移転を行っている(19件)	[○]提供を行っている(65件) [○]移転を行っている(31件)	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税)別紙1	(新規追加)	社会福祉協議会 30 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税)別紙1	(新規追加)	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 121 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	

令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税)別紙2	建設部 建築課 19 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	建設部 建築指導課 19 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 別紙2	(新規追加)	福祉推進部 福祉総務課 101 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 別紙3	福祉推進部 生活福祉課 4 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	福祉推進部 保護課 4 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 別紙3	福祉推進部 生活福祉課 18 昭和29年厚生省社会局長通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	福祉推進部 保護課 18 昭和29年厚生省社会局長通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 別紙3	(新規追加)	福祉推進部 障がい福祉課 21 宜野湾市重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 別紙3	(新規追加)	福祉推進部 児童家庭課 22 宜野湾市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	

令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税) 別紙3	(新規追加)	福祉推進部 児童家庭課 23 宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1	福祉推進部 生活福祉課	福祉推進部 保護課	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 [○]評価実施期間内の他部署	福祉推進部 生活福祉課	福祉推進部 保護課	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠 ③提供する情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条第8号	番号法第19条第10号	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠 ③提供する情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条第8号	番号法第19条第10号	事後	

令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ①法令上の根拠 ③提供する情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条第8号	番号法第19条第10号	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1	福祉推進部 生活福祉課	福祉推進部 保護課	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	11. 中間サーバーとの連携	(削除)	事後	
令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	【概要】 固定資産税システムは、固定資産税を賦課・更正する根本となるシステムであり、固定資産税の特定個人情報情報を全て保有・管理するものである。 【内容】 1. 課税対象者及び固定資産の把握、管理 2. 固定資産評価基準に基づく評価計算機能 3. 賦課決定及び賦課更正処理 4. 税額通知及び評価・資産証明書等の帳票発行 5. 名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳の検索及び印刷	【概要】 固定資産税システムは、固定資産税を賦課・更正する根本となるシステムであり、固定資産税の特定個人情報情報を全て保有・管理するものである。 【内容】 1. 課税台帳管理 固定資産課税台帳の照会、異動処理 2. 賦課処理 賦課決定及び賦課更生処理 3. 固定基本 納税義務者の基本情報の設定及び表示 4. 発行 評価・資産証明書等の帳票発行	事後	
令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	eLTAXにて提出された下記のデータを地方税電子化協議会からLGWANを通じて送受信するシステム。 1. 個人住民税 給与支払報告書・公的年金等支払報告書データの受信、公的年金からの特別徴収関連データを送受信する機能。 2. 固定資産税 償却資産にかかるデータを受信する機能。	eLTAXにて提出された下記のデータを地方税電子化協議会からLGWANを通じて送受信するシステム。 1. 個人住民税 給与支払報告書・公的年金等支払報告書データの受信、公的年金からの特別徴収関連データを送受信する機能 2. 固定資産税 ・償却資産にかかるデータを受信する機能 ・相続税法第58条通知にかかるデータを送信する機能	事後	

令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	地方税電子化協議会からLGWANを通じ、国税庁に提出された確定申告書及び法定調書等のデータを受信するシステムで以下の機能を有する。 1. データ受信状況確認 データ受信日や受信した確定申告書の区分、その他各種状況を確認する機能 2. データ他市町村回送 課税権がない者のデータを他市町村へ回送する機能。課税権が本市にある者でデータを他市町村から受信する機能。	地方税電子化協議会からLGWANを通じ、国税庁に提出された確定申告書及び法定調書等のデータを受信するシステムで以下の機能を有する。 1. データ受信状況確認 データ受信日や受信した確定申告書の区分、その他各種状況を確認する機能 2. データ他市町村回送 ・課税権がない者のデータを他市町村へ回送する機能 ・課税権が本市にある者でデータを他市町村から受信する機能		
令和7年1月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 番号法別表第1の主務省令で定める命令第16条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項	番号法第9条第1項 別表24の項 番号法別表の主務省令で定める命令第16条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項	事後	法改正による変更

令和7年1月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条4 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【主務省令第2条の表における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項) 【主務省令第2条の表における情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項 (48の項)	事後	法改正による変更
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(1. 個人住民税情報ファイル) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	納税義務者及び被扶養者、課税調査対象者	1月1日現在で、宜野湾市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。	事後	
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(1. 個人住民税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている(65件) 移転を行っている(31件)	提供を行っている(72件) 移転を行っている(31件)	事後	法改正による変更

令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 個人住民税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	番号法第19条第8号 別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	法改正による変更
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 個人住民税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	法改正による変更
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 個人住民税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第2に関する各事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務	事後	法改正による変更
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 個人住民税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ③提供する情報	番号法第19条第8号 別表第2における地方税に関する特定個人情報	個人住民税課税情報	事後	
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 個人住民税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条第8号 別表第2における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	事後	
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 個人住民税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先4 ①法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1項 別表第3の3及び4	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1項 別表第3の3の項及び4の項	事後	

令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 個人住民税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 別紙1	(別紙1) 番号法第19条第8号 別表第2に定める事務	(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省第2条の表に定める事務	事後	法改正による変更 ※全改正
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 個人住民税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 別紙2	(別紙2) 番号法第9条第1項 別表第1に定める事務	(別紙2) 番号法第9条第1項 別表に定める事務	事後	法改正による変更 ※全改正
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1. 個人住民税情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	< 宜野湾市における措置 > 略 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 略	< 宜野湾市における措置 > 略 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 略 < ガバメントクラウドにおける措置 > ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事後	
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2. 軽自動車税(種別割)情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の4	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の4の項	事後	

令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2.軽自動車税(種別割)情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の5	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の5の項	事後	
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2.軽自動車税(種別割)情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ①法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の5	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の5の項	事後	
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2.軽自動車税(種別割)情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<宜野湾市における措置> 略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略	<宜野湾市における措置> 略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事後	
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3.固定資産税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の4	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の4の項	事後	

令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3.固定資産税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の5	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第2の5の項	事後	
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3.固定資産税情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	< 宜野湾市における措置 > 略 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 略	< 宜野湾市における措置 > 略 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 略 < ガバメントクラウドにおける措置 > ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事後	
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策(1. 個人住民税情報ファイル、2. 軽自動車税(種別割)情報ファイル、3. 固定資産税情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用リスク1 リスクに対する措置の内容	システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証およびID/パスワードによる二要素認証を実施する。共用IDを利用している場合には、共用IDの利用者を特定し、氏名、職員番号、使用期間を名簿に記録する。また、認証後は利用権限の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することによって、当該事務に必要な情報と紐付かないようにする。	システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証およびID/パスワードによる二要素認証を実施する。共用IDを利用している場合には、共用IDの利用者を特定し、氏名、職員番号、使用期間を名簿に記録する。また、認証後は利用権限の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することによって、当該事務に必要な情報と紐付かないようにする。	事後	

令和7年1月31日	Ⅲリスク対策(1. 個人住民税情報ファイル、2. 軽自動車税(種別割)情報ファイル、3. 固定資産税情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク ルール内容及びルールの順守の確認方法	番号法及び(仮)個人番号利用条例並びに宜野湾市個人情報保護条例の定めに基づき、各所管での事務処理マニュアルに定める等によりルールを遵守する	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、各所管での事務処理マニュアルに定める等によりルールを遵守する。	事後	法改正による変更
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策(1. 個人住民税情報ファイル、2. 軽自動車税(種別割)情報ファイル、3. 固定資産税情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	法改正による変更

令和7年1月31日	Ⅲリスク対策(1. 個人住民税情報ファイル、2. 軽自動車税(種別割)情報ファイル、3. 固定資産税情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	[発生なし]	事後	
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策(1. 個人住民税情報ファイル、2. 軽自動車税(種別割)情報ファイル、3. 固定資産税情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	職員が市民の個人情報を閲覧し、その情報(氏名)を職員自身の家族に話した。	(削除)	事後	
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策(1. 個人住民税情報ファイル、2. 軽自動車税(種別割)情報ファイル、3. 固定資産税情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	・個人情報の適正な取り扱い並びに情報セキュリティの対策について関係法令等の遵守について周知し、その徹底を図る。 ・職員倫理研修を実施する。個人情報の取扱いに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には速やかに報告する体制を構築する。 ・システムの閲覧履歴については、随時システムからログを収集しており、必要に応じて、収集したログから必要な情報を抽出し所属長が確認している。今後は定期的に確認する。	(削除)	事後	

令和7年1月31日	Ⅲリスク対策(4. 宛名管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用リスク1 リスクに対する措置の内容	システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証およびID/パスワードによる二要素認証を実施する。共用IDを利用している場合には、共用IDの利用者を特定し、氏名、職員番号、使用期間を名簿に記録する。また、認証後は利用権限の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することによって、当該事務に必要な情報と紐付かないようにする。	システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証およびID/パスワードによる二要素認証を実施する。共用IDを利用している場合には、共用IDの利用者を特定し、氏名、職員番号、使用期間を名簿に記録する。また、認証後は利用権限の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することによって、当該事務に必要な情報と紐付かないようにする。	事後	
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策(4. 宛名管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	[発生なし]	事後	
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策(4. 宛名管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	職員が市民の個人情報を閲覧し、その情報(氏名)を職員自身の家族に話した。	(削除)	事後	
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策(4. 宛名管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	・個人情報の適正な取り扱い並びに情報セキュリティの対策について関係法令等の遵守について周知し、その徹底を図る。 ・職員倫理研修を実施する。個人情報の取扱いに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には速やかに報告する体制を構築する。 ・システムの閲覧履歴については、随時システムからログを収集しており、必要に応じて、収集したログから必要な情報を抽出し所属長が確認している。今後は定期的に確認する。	(削除)	事後	

令和7年1月31日	Ⅲリスク対策(5. 確定申告支援情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 リスク1 リスクに対する措置の内容	システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証およびID/パスワードの二要素認証を実施する。共用IDを利用している場合には、共用IDの利用者を特定し、氏名、職員番号、使用期間を名簿に記録する。また、認証後は利用権限の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を講じることによって、当該事務に必要な情報と紐付かないにする。	システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証およびID/パスワードによる二要素認証を実施する。共用IDを利用している場合には、共用IDの利用者を特定し、氏名、職員番号、使用期間を名簿に記録する。また、認証後は利用権限の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を講じることによって、当該事務に必要な情報と紐付かないようにする。	事後	
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策(5. 確定申告支援情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	[発生なし]	事後	
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策(5. 確定申告支援情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	職員が市民の個人情報を閲覧し、その情報(氏名)を職員自身の家族に話した。	(削除)	事後	
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策(5. 確定申告支援情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	・個人情報の適正な取り扱い並びに情報セキュリティの対策について関係法令等の遵守について周知し、その徹底を図る。 ・職員倫理研修を実施する。個人情報の取扱いに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には速やかに報告する体制を構築する。 ・システムの閲覧履歴については、随時システムからログを収集しており、必要に応じて、収集したログから必要な情報を抽出し所属長が確認している。今後は定期的に確認する。	(削除)	事後	
令和7年1月31日	Ⅳ開示請求、問合せ ②請求方法	宜野湾市個人情報保護条例第11条に基づき、必要事項が記載された自己情報開示等請求書を提出する。	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	法改正による変更

令和7年1月31日	V評価実施手続	42081	令和6年12月27日	事後	
-----------	---------	-------	------------	----	--